

令和4年7月13日

令和4年第2回神奈川県議会定例会

共生社会推進特別委員会資料

1	当事者目線の障がい福祉について	1
2	特別支援教育の推進について	8
3	インクルーシブ教育の推進について.....	13
4	ねんりんピックかながわ2022について.....	17
5	多文化共生に向けた取組について	27

1 当事者目線の障がい福祉について

(1) (仮称) 当事者目線の障害福祉推進条例の制定について

当事者目線の障がい福祉を実現するため、理念や目的、責務などを明確にし、当事者や支援者をはじめとした県民の皆様、市町村、関係団体等が一体となって、オール神奈川で取り組むための普遍的な仕組みとして、条例の検討を進めている。今般、条例素案を作成したので報告する。

ア これまでの経過

- | | |
|-----------|--------------------------------|
| 令和3年12月 | 第3回県議会定例会厚生常任委員会に条例の基本的な考え方を報告 |
| 令和4年3月 | 第1回県議会定例会厚生常任委員会に条例骨子案を報告 |
| 4月
～5月 | 条例骨子案に対する県民意見募集（パブリック・コメント）を実施 |

イ 条例素案の概要（主なポイント）

(ア) 前文

- ・ 津久井やまゆり園事件により、「ともに生きる社会かながわ憲章」を策定し、併せて、当事者目線の障がい福祉の必要性を認識して、この条例の制定に至った経緯などを明らかにする。

(イ) 目的

- ・ 県の責務、県民及び事業者等の役割を明らかにし、当事者目線の障がい福祉を推進するための基本となる事項を定めることにより、当事者目線の障がい福祉の推進を図り、もって、自分の望む暮らしを実現することができ、障がい者のみならず、誰もが喜びを実感できる地域共生社会の実現に資すること。

(ウ) 定義

a 当事者目線の障がい福祉とは

- ・ 障がい者に関わる誰もが障がい者一人ひとりの立場に立ち、その望みと願いを尊重し、障がい者が自らの意思に基づいて必要な支援を受けながら暮らすことができる社会環境の整備により実現される障がい福祉をいう。

b 意思決定支援とは

- ・ 障がい者が自ら意思を決定することが困難な場合において、可能な限り自らの意思が反映された日常生活及び社会生活を

送ることができるよう、自己決定を支援することをいう。

(I) 基本理念

当事者目線の障がい福祉の推進は、次に掲げる事項を旨として図られなければならない。

- 全ての県民が、主体的に自らの生き方を追求することができ、個人としての尊厳が重んぜられること
- 障がい者のみならず、障がい者に関わる人々も喜びを実感できること
- 障がい者の自己決定が尊重されること
- 障がい者本人が希望する場所で、希望するように暮らすことができること
- 障がい者個人の持つ可能性が尊重されること
- 全ての県民が、多様性を認め、相互に支え合いながら、社会全体で取り組むこと

(オ) 県の責務

- 当事者目線の障がい福祉に関する施策を策定し、総合的かつ計画的に実施する。

(カ) 基本計画の策定

- 当事者目線の障がい福祉の推進に関する基本的な計画を定める。

(キ) 意思決定支援の推進

- 障害福祉サービス提供事業者は、意思決定支援の実施に努めなければならない。

(ク) 障がいを理由とする差別の解消等

- 障がい者の差別に関する紛争の防止、又は解決を図ることができるよう、相談体制その他必要な体制の整備を図る。
- 県及び事業者は、障がい者が社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明がない場合においても、社会的障壁の除去について、その実施に伴う負担が過重でないときは、合理的な配慮を行うよう努める。

(ケ) 虐待等の防止

市町村等と連携し、障がい者に対する虐待の早期発見につなげるため、障がい者に対する虐待に係る通報について県民及び事業者に普及啓発を行うとともに、早期対応に努める。

(コ) 障がい福祉の政策立案過程への障がい者の参加等

- 障がい福祉の政策の立案に関する会議への参加を推進する。
- 障がい者が主体となって企画し、実施する活動の活性化を図る

ため活動内容を県民等に普及啓発するとともに、必要な支援を行う。

ウ 条例の「分かりやすい版」の作成について

障がい者からの意見を踏まえ、障がい者を中心に、誰もが分かりやすく読むことができる条例の「分かりやすい版」を作成していく。

エ 条例骨子案に対する県民意見募集（パブリック・コメント）等の状況

(ア) 実施概要

a 県民意見募集（パブリック・コメント）

(a) 意見募集期間

令和4年4月7日～5月9日

(b) 意見募集方法

県ホームページへの掲載、県広報ツイッター等での周知、県機関等での閲覧、当事者団体等への周知

(c) 意見提出方法

フォームメール、郵送、ファクシミリ等

b 障がい当事者及び関係団体等との意見交換

(a) 意見交換の時期

令和4年3月4日～6月11日

(b) 実施件数

60団体等

(イ) 提出された意見の概要

a 意見件数

610件

b 意見の反映状況

区 分	件数
a 条例素案に反映したもの	94
b 他の施策で取組が必要なため条例素案に反映できないもの	3
c 意見の趣旨を今後の施策の参考にしたもの	358
d 意見の趣旨を検討の際の視点として参考にしたもの	94
e 条例素案に反映できないもの	10
f その他（感想、質問等）	51
計	610

c 主な意見

(a) 条例素案に反映したもの

- ・ 住み慣れた地域や知人、友人がいるという中で、住まいの場を障がい者が選べることが大事である。
- ・ 障がい者やその家族が望むものは、一人の人間として、差別をしないでほしい、虐待しないでほしいという思いである。
- ・ 条例を作ってすぐに劇的な変化はないにせよ、「何も変わらない。」と言われないような実施計画を立てることが大切である。

(b) 他の施策で取組が必要なため条例素案に反映できないもの

- ・ 障害者年金を減額しないでほしい。

(c) 意見の趣旨を今後の施策の参考にしたもの

- ・ グループホームや日中の活動場所など、地域資源を充実させてほしい。
 - ・ いろいろな当事者と対話し、施策に生かしていくことが大切。
 - ・ 情報提供について、分かりやすい文章にしたり、様々な媒体により発信するなど、工夫してほしい。
 - ・ 人材確保及び育成は大きな課題である。いかに福祉の仕事に興味を持ってもらえるかが大切である。
 - ・ 障がい当事者が分かりやすいものを作ってほしい。
- ### (d) 意見の趣旨を検討の際の視点として参考にしたもの
- ・ 課題に沿った対応など行政機構のあり方を検討してほしい。

(e) 条例素案に反映できないもの

- ・ 「当事者目線」を「当事者視点」に変更してはどうか。

(f) その他（感想、質問等）

- ・ 障がい当事者を周りの人や支援者が理解するプロセスが当事者目線になると感じた。
- ・ 条例の制定が拙速すぎるのではないか。障がい当事者や関係者と十分に時間をかけて進めてほしい。

オ 市町村との意見交換について

3政令市（横浜市、川崎市、相模原市）や中核市（横須賀市）をはじめ、県内すべての市町村に、個別訪問等により意見交換を行った。

<主な意見>

- ・ 条例の目指す社会の実現に向け、協力していきたい。

- ・ 条例に実効性を持たせるためには、具体的な施策の実施が重要。
- ・ 地域移行に向けた課題は、地域も含めみんなで共有していきたい。

カ 今後のスケジュール

令和4年7月～ 関係者等との意見交換
 9月 第3回県議会定例会に条例案を提出
 令和5年4月 条例の施行

【別添参考資料】

参考資料1 (仮称) 神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例 素案

(2) 県立障害者支援施設の方向性の検討について

県立障害者支援施設（以下「県立施設」という。）について、当事者目線の障がい福祉に係る将来展望検討委員会（以下「将来展望検討委員会」という。）の報告や中井やまゆり園における利用者支援の課題等を踏まえて、その方向性を検討するため報告する。

ア 県立施設に関する現状

(7) 将来展望検討委員会の報告（令和4年3月）

a 県立施設の課題

- ・ 県立施設は、民間で受け入れることが難しい強度行動障がいのある人等を引き受けるという役割を担っていたが、現在は利用者支援やガバナンスの課題が指摘されている。
- ・ 一方、民間の中には、グループホームにおいて強度行動障がいのある人に対して適切な支援を行っている先進事例や、入所施設においてもユニット化、個室化して専門性の高い支援を行っている取組が存在する。
- ・ 中井やまゆり園や愛名やまゆり園のような県立の大規模入所施設は、管理的、閉鎖的な支援環境に陥りやすいという構造的な課題がある。

b 県立施設の方向性

入所施設は通過型のサービス提供に重点化し、県立施設は率先して地域生活移行に取り組む。また、規模を縮小の上、民間移譲も視野に入れた検討を行う。

c 県の役割の方向性

福祉に関する先進的な研究や人材育成は、県の役割である。

(イ) 中井やまゆり園における利用者支援の課題

県立中井やまゆり園における利用者支援外部調査委員会の調査結果（令和4年4月）では、組織の風通しの悪さや職員の支援技術の不足等が指摘されている。

(ウ) 施設の老朽化及び大規模施設

- ・ 三浦しらとり園（昭和58年築）や愛名やまゆり園（昭和61年築）は、老朽化対策等の検討が必要になっている。
- ・ 津久井やまゆり園や芹が谷やまゆり園は、1ユニット11名で定員66名といった小規模ユニットケア施設に再整備したが、それ以外の施設は、定員100名を超す、従来型の大規模施設であるため、当事者目線の支援が困難な状況にある。

(エ) 高齢化の進行

- ・ 厚木精華園については、60歳以上の入所者数が70%を超えており、高齢化が進行している。

イ 今後の方向性を検討する上での視点

- ・ 県立施設は、当事者の地域生活移行を進め、通過型施設を目指していくことが必要である。このため、福祉人材やグループホームの確保など、社会資源の充実をはじめ、障がい者への更なる理解の促進や当事者の地域生活を支える相談支援の充実といった施策を検討する。
- ・ こうした通過型施設のほか、県立施設に求められる役割を明確にする。
- ・ 県立施設に求められる役割を果たすために、相応しい組織執行体制を検討する。

【参考】県立障害者支援施設の概要

施設名 (所在地)	管理方法	主な対象	定員	築年数 (部屋)
さがみ緑風園 (相模原市緑区)	直営	身体障がい者	100人	築20年 (個室中心)
中井やまゆり園 (中井町)	直営	知的障がい者	140人	築22年 (個室・多床室)
芹が谷やまゆり園 (横浜市港南区)	指定管理	知的障がい者	66人	新築 (個室)
津久井やまゆり園 (相模原市緑区)	指定管理	知的障がい者	66人	新築 (個室)
愛名やまゆり園 (厚木市)	指定管理	知的障がい者	120人	築36年 (多床室中心)
厚木精華園 (厚木市)	指定管理	知的障がい者	112人	築28年 (多床室中心)
三浦しらとり園 (横須賀市)	指定管理	知的障がい児 知的障がい者	40人 112人	築39年 (多床室中心)

2 特別支援教育の推進について

県教育委員会は、令和4年3月に、「かながわ特別支援教育推進指針」を策定した。今後、本指針をもとに本県における特別支援教育の推進を図っていく。

(1) 指針策定の趣旨

本指針は、県教育委員会が、「神奈川県特別支援教育のあり方に関する検討会 最終まとめ」（令和2年3月）及びこれまでの施策や県内の幼児・児童・生徒数の推移等を踏まえながら、今後概ね10年間を見通す中で、本県における特別支援教育の推進を図るため、「特別支援学校の整備」「医療的ケアの充実」「県と市町村の役割分担及び連携」を柱に、その施策の方向を示すものである。

(2) 指針の主な内容

ア 特別支援教育推進の方向性

(ア) 基本的な考え方

a 共生社会の実現に向けたインクルーシブな環境づくり

共生社会の実現に向けて、すべての児童・生徒等が、どこで学んでいてもその教育的ニーズに応じた適切な教育が受けられるよう、できるだけ居住する地域において共に学び、共に育つインクルーシブな環境づくりが重要である。

b 社会情勢や教育的ニーズを踏まえた継続的な「あり方」の検討

今後、インクルーシブ教育の進展を踏まえ、社会情勢や児童・生徒等の教育的ニーズの変化及びその時々状況に的確に対応した「特別支援教育のあり方」を常に検討していく必要がある。

(イ) めざす方向性

特別支援教育の充実がインクルーシブ教育の進展に資するため、就学前から高等学校段階までの学びを通じて、障がいのある子どもの自立と社会参加を見据え、一人ひとりの教育的ニーズに最も的確に応える指導・支援を提供できるよう、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある多様な学びの場それぞれの更なる整備をめざす。

多様な学びの場の中で、教育課程の円滑な接続等による学びの連続性の実現を図り、障がいのある児童・生徒等の教育的ニーズの変化に応じ、適切な学びの場を整備、提供していくことをめざす。

就学前から卒業後まで安心して地域で学び、生活できるよう、教育、医療、福祉、労働等の関係機関等が連携し、個別の支援計画を作成し活用するなど、情報共有を図りながら、切れ目ない支援が適切に行われることをめざす。

イ 施策の方向

(7) 特別支援学校の整備

国の特別支援学校設置基準の制定（令和3年9月）を受け、校舎の基準面積を満たさない県立特別支援学校における児童・生徒等の受入れ枠不足に対し、地域ごとにa～dの基本的な観点を踏まえ、県立特別支援学校の整備や、それに合わせた通学区域の変更等を実施していく中で、その解消を図っていく。

a 児童・生徒数の将来推計に伴う地域的課題に対応した学校づくり

小・中学部における特別支援学校での教育を必要とする児童・生徒の増加が見込まれる地域については、県立特別支援学校の整備等に取り組んでいく。

b 地域の教育資源を生かした、児童・生徒等の居住地に近い学校づくり

インクルーシブ教育の推進及び通学負担の軽減等の観点から、できるだけ児童・生徒等の居住地に近い学校づくりを進める。併せて、障がいの重度・重複化、多様化に対応するため、地域的なバランスを踏まえながら、知的障害教育部門と肢体不自由教育部門の併置などの学部・教育部門の複数設置などを進めていく。

c 県立特別支援学校の高等部知的障害教育部門への対応

県全体で生徒の増加が一定数見込まれる特別支援学校の高等部知的障害教育部門への対応については、小・中学部における特別支援学校での教育を必要とする児童・生徒の増加が見込まれる地域において、県立特別支援学校の整備等により、高等部知的障害教育部門の受入れ枠を拡大していく。

また、その他の地域においては、それぞれの地域の実情に応じて、既存特別支援学校の増改築による、高等部知的障害教育部門の受入れ枠の拡大、分教室の教育環境の整備や適正配置、インクルーシブ教育実践推進校の拡大など、多様な学びの場を整備することで対応していく。

その中で、分教室については、指導・支援をより充実させることができるよう、必要な教育環境の整備を進める。さらに、各地域における今後の児童・生徒数の推移や、インクルーシブ教育実践推進校の拡大等、多様な学びの場の整備状況等を踏まえ、地域間のバランスを考慮した適正配置を進めていく。

d 老朽化対策と教育内容の充実を図るための施設・設備の充実

計画的に老朽化対策工事を実施するとともに、時代に即した職業教育やキャリア教育の充実を図るための施設改修や厨房施設の改修工事を順次検討し、実施していく。

(イ) 医療的ケアの充実

医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資することを目的に施行された「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」（令和3年9月）を踏まえ、県教育委員会及び市町村教育委員会は、諸施策を推進していく。

a 県立特別支援学校における医療的ケアの充実

どの学校においても、安全・安心な医療的ケアが進められるよう、管理医師長や担当医の意見等を踏まえ、看護師の配置を順次拡充していく。また、医療的ケアの必要な児童・生徒等の通学支援について、医療・福祉等の各機関と連携した「医療的ケアを必要とする児童・生徒等の通学支援検討会議」等での意見等を踏まえ、福祉車両等を活用した通学支援を試行し、順次実施していく。

b 小・中学校における医療的ケアの充実

県教育委員会は、「公立小・中学校における医療的ケア支援体制整備事業」を継続し、小・中学校の教員への医療的ケアに関する研修の実施や、県立特別支援学校の看護師の市町村派遣など、各市町村教育委員会による小・中学校への適切な医療的ケアの体制整備を支援していく。

(ウ) 県と市町村の役割分担および連携（「特別支援学校の整備」「医療的ケア」を除く）

県と市町村の教育委員会がインクルーシブ教育の更なる推進を共通理解としたうえで、特別支援教育の充実に向けてそれぞれの役割を果たすとともに、十分に連携・協力しながら取組を進めていく。

a 各学びの場における指導や支援の充実

県教育委員会は市町村教育委員会と連携し、人事交流や外部機関への教員派遣を継続実施するとともに、小・中学校への県立特

別支援学校教員の派遣を検討し、実施する。また、大学や、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所など、特別支援教育の専門機関等と連携し、特別支援教育の充実に資する実践研究を行い、その成果は全県指導主事会議等を通じて普及を図っていく。

b 県立特別支援学校のセンター的機能の強化

県教育委員会は市町村教育委員会と連携し、県立特別支援学校のセンター的機能の活用について、効果検証等の取組を進め、各学校が、各地域の実情に応じて、より効果的に活用できるよう、その仕組みを構築していく。

c 交流及び共同学習の充実

地域で学ぶ取組を推進する観点から、県教育委員会は市町村教育委員会と連携し、各学校や学校間における交流及び共同学習の取組を組織的・計画的に進めている事例を収集し、その取組について、全県指導主事会議等を通じて、県内全域への普及を図っていく。

d 就学相談・支援の充実及び切れ目ない支援体制の構築

県教育委員会は市町村教育委員会と連携し、就学後も含めた義務教育段階の就学相談・支援について、県内全域に共通した課題の解決に向けた検討協議や、効果的な実践事例の収集等の取組を進め、各市町村教育委員会の就学相談・支援の指標となるよう、基本的な考え方や取組例等を取りまとめた就学の手引（改訂版）を作成する。また、各地区の実情に応じた課題の解決に向け、検討・協議を進めていく。

関係機関等の連携による切れ目ない支援体制の構築について、個別の支援計画を関係機関の間で有効に活用するなどの取組事例を収集し、全県指導主事会議等を通じて、県内全域への普及を図っていく。

(3) 今後の取組

県教育委員会は、本指針に沿って、今後、具体の諸施策や計画を定め、取り組んでいく。

また、本指針に示した基本的な考え方やめざす方向性をすべての市町村教育委員会や各学校等と共有し、各市町村教育委員会との連携・協働により取組を進めることで、県内全域における特別支援教育の充実を図る。

本指針は、今後の社会状況や児童・生徒等の教育的ニーズの変化及び

インクルーシブ教育の進展等を踏まえ、必要に応じて、県教育委員会が適時見直し、改定を行う。

【別添参考資料】

参考資料 2 かながわ特別支援教育推進指針

3 インクルーシブ教育の推進について

(1) 神奈川県におけるインクルーシブ教育の推進

「インクルーシブ教育」は、国連が示した世界共通の教育目標である「万人のための教育」の実現に向けて提唱された目標であり、すべての子どもを対象に質の高い教育を保障し、共に学ぶ環境を用意する取組である。

神奈川県では、これまでも、すべての子どもたちを対象に、一人ひとりの「教育的ニーズ」に適切に対応していくことを「学校教育」の根幹に据える「支援教育」を推進してきたが、子どもたち一人ひとりの教育的ニーズへの気づきが高まった一方で、共に学ぶ取組が不十分であることが課題となっていた。

そこで改めて、支援教育の理念のもと、共生社会の実現に向けて、すべての子どもができるだけ同じ場で共に学び共に育つための環境づくりをめざして、小・中学校から高校までの連続性のある取組となるよう、インクルーシブ教育を推進している。

(2) 義務教育段階の取組

ア これまでの取組経過

義務教育段階においては、すべての子どもが、できるだけ通常の学級で共に学びながら、一人ひとりのニーズに応じた指導・支援を受けることができる仕組みである「みんなの教室」モデル事業（平成27年度から平成30年度）を実施した。

その成果と理念の普及のため、令和元年度は15市町の小学校15校、令和2年度及び3年度は30市町村の小学校30校（いずれも政令市を除く）を指定し、小学校への後補充非常勤講師の配置により、教育相談コーディネーター（教員）の授業時間を軽減し、コーディネート業務に当たる時間を確保するなど、教育相談コーディネーターを中心とする校内支援体制を整備する「インクルーシブ教育校内支援体制整備事業」を実施した。

イ 令和3年度の取組

(ア) 指定校での取組

- ・ 教育相談コーディネーターを中心とする校内での情報共有及び支援体制の整備
- ・ 授業のユニバーサルデザイン化、教室環境の整備、学習の見通しを持てる授業等の共に学ぶ環境づくり

(イ) 全県への普及

- ・ 「小・中学校インクルーシブ教育推進協議会」等の開催による成果の共有
- ・ 「全県指導主事会議」等の各種会議や教職員対象の研修会等での情報提供
- ・ 市町村教育委員会への働きかけや連携による取組の推進

ウ 令和4年度の取組（予定）

- ・ 校内支援体制整備事業の継続
30市町村（政令市を除く）小学校30校
- ・ 市町村立学校等での具体的取組事例の紹介を中心とした「インクルーシブ教育推進フォーラム」（8月）や主催会議の開催、研修会・説明会を活用した理解・啓発の実施

<インクルーシブ教育校内支援体制整備事業指定校(30校)>

No	地域	市町村名	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
			指定校	指定校	指定校	指定校
1	横須賀市	公郷小学校		→		池上小学校
2	湘南 三浦	鎌倉市	深沢小学校	→		→
3		藤沢市	鵜南小学校	→		→
4		茅ヶ崎市	円蔵小学校	→	室田小学校	→
5		逗子市	—	池子小学校	→	→
6		三浦市	—	初声小学校	→	→
7		葉山町	—	葉山小学校	→	→
8		寒川町	—	寒川小学校	→	小谷小学校
9		大和市	柳橋小学校	→		→
10	海老名市	杉本小学校	→		→	
11	県央	座間市	相模が丘小学校	→	座間小学校	→
12		綾瀬市	綾瀬小学校	→		→
13		厚木市	—	戸室小学校	→	→
14		愛川町	—	半原小学校	→	→
15		清川村	—	緑小学校	→	→
16		平塚市	勝原小学校	松原小学校	→	→
17		秦野市	西小学校	→	→	大根小学校
18	中	伊勢原市	比々多小学校	→	→	→
19		大磯町	—	国府小学校	→	→
20		二宮町	—	一色小学校	→	→

No	地域	市町村名	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
			指定校	指定校	指定校	指定校
21	県西	南足柄市	—	岡本小学校	→	→
22		中井町	—	中村小学校	→	→
23		大井町	上大井小学校	→	→	→
24		松田町	—	松田小学校	→	→
25		山北町	—	川村小学校	→	→
26		開成町	—	開成小学校	→	→
27		小田原市	富水小学校	→	→	→
28		箱根町	湯本小学校	→	→	→
29		真鶴町	—	まなづる小学校	→	→
30		湯河原町	湯河原小学校	→	→	→

(3) 高等学校段階の取組

ア インクルーシブ教育実践推進校の指定

知的障がいのある生徒が高校教育を受ける機会を拡大するとともに、すべての生徒が、共に学ぶことを通じて相互理解を深め、多様性を受容する力・社会性・思いやりの心を育むため、平成28年4月、県立高校改革実施計画（Ⅰ期）においてパイロット校3校を、平成30年10月策定の同実施計画（Ⅱ期）において新たに11校を実践推進校に指定し、計14校で実践を進めている。

＜インクルーシブ教育実践推進校（14校）＞*パイロット校

城郷高等学校	湘南台高等学校
霧が丘高等学校	茅ヶ崎高等学校 *
上矢部高等学校	厚木西高等学校 *
川崎北高等学校	伊勢原高等学校
橋本高等学校	足柄高等学校 *
上鶴間高等学校	綾瀬高等学校
津久井浜高等学校	二宮高等学校

イ 入学状況

令和2年度入学者選抜より14校で特別募集を実施している。

- 令和2年度特別募集入学者 190人（定員294人）
- 令和3年度 " 215人（ " ）
- 令和4年度 " 203人（ " ）

ウ 進路状況

生徒の進路希望の実現をめざし、卒業後、社会で活躍できるようキャリア教育に係る学校設定教科・科目の設置や、職場見学やインターンシップ等、体験的な学習も含めた指導を行った結果、令和2年3月、同3年3月及び同4年3月の卒業生を合わせた進路状況は、進学(大学、短期大学、専門学校)25%、職業訓練機関21%、就職33%、福祉サービス15%等となり幅広い進路選択に結びついた。

エ 令和3年度の取組

(ア) 施設・設備等の整備

- ・ 高校改革実施計画Ⅱ期で指定の11校で3学年分のリソースルーム※の改修完了

※ 生徒が安心して学校生活を送り、必要に応じ個別の指導等を受けるための教室

(イ) 校内支援体制の整備

- ・ 生徒の教育的ニーズに対応するための教職員の配置
- ・ 実践推進校連絡協議会(年8回)における各校の取組の共有

(ウ) 特別募集の見直し

- ・ 中高連携事業への参加要件の緩和
- ・ 二次募集の実施

オ 令和4年度の取組(予定)

- ・ リソースルーム等の設備の整備
- ・ 教職員配置の継続
- ・ 特別募集の志願に係る通学地域の要件撤廃
- ・ 各実践推進校における自校の特色に合わせた取組の充実
- ・ インクルーシブな学校づくりの全校展開に向けた県立学校長の理解促進及び実践事例の共有
- ・ 県立学校での具体的取組事例の紹介を中心とした「インクルーシブ教育推進フォーラム」(11月)の開催、研修会・説明会を活用した理解啓発の実施

4 ねんりんピックかながわ2022について

(1) 経過

第34回全国健康福祉祭神奈川・横浜・川崎・相模原大会（愛称：ねんりんピックかながわ2022）（以下「大会」という。）については、県及び共同主催者である政令市とともに、平成31年2月に「ねんりんピックかながわ2021実行委員会」を設立し、大会開催に向けた準備を進めてきたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、令和2年6月に大会の開催時期の1年延期が決定された。（併せて、「ねんりんピックかながわ2021実行委員会」を「ねんりんピックかながわ2022実行委員会（以下「県・政令市実行委員会」という。）」に改称。）

県・政令市実行委員会では、引き続き、交流大会開催市町や競技主管団体等と連携し、機運醸成の取組や「総合プログラム」の検討など、今年11月の大会開催に向けた取組を着実に進めている。

また、各交流大会の実施に向けた準備については、各市町と競技主管団体等で構成する26の市町実行委員会で進めている。

(2) 総合開会式に係る調整

全国から来県される選手等を温かくお迎えするとともに、かながわの魅力をお伝えできるよう、総合開会式の出演者及び演出について、会場である横浜アリーナや関係団体と調整を行うなど準備を進めている。

なお、式典等には、慣例に倣い、皇族殿下の御臨席を賜るよう調整を行っている。

<総合開会式の内容>

式典前に選手等への歓迎メッセージの上映などを行う「式典前アトラクション」、選手団入場やモニュメント点灯セレモニーなどを行う「式典」、式典後に、選手等へのおもてなしとして、県産食材を盛り込んだねんりんピック特製弁当を配付するとともに、アーティストによるライブや映像を鑑賞していただく「メインアトラクション」の3部で構成する。

(3) 交流大会開催準備

交流大会の円滑な運営に向け、市町担当者向け説明会を実施したほか、種目別リハーサル大会の開催など、各交流大会の企画・運営を行う市町実行委員会に対し、準備経費の補助等を行っている。



リハーサル大会の様子

(4) ねんりんスマイリングフェスタに係る調整

交流大会に参加する選手等に限らず、家族連れなど幅広い世代の誰もが参加できるイベントである「ねんりんスマイリングフェスタ」を、大さん橋ホール、横浜産貿ホール、神奈川県民ホール及び山下公園の4つのゾーンで開催する。

現在、来場者に楽しんでいただけるよう、会場ごとに実施するステージイベントや出展内容などについて調整を行っている。

<ねんりんスマイリングフェスタの主な内容>

ア スポーツ体験ゾーン（大さん橋ホール）

(7) ふれあいニュースポーツ

誰もが気軽に楽しめるニュースポーツの体験

(1) オリジナルイベント

- ・ パラスポーツ体験（ボッチャ、車いすバスケットなど）
- ・ 日本発のARスポーツ「HADO」の体験

イ 未病改善ゾーン（横浜産貿ホール）

(7) 健康フェア・相談コーナー

医療・健康・食生活など未病改善に関する展示や体験、相談

(1) 地域文化伝承館

高齢者の豊かな経験・知識を生かした様々な地域文化などの展示、体験

ウ 文化体験ゾーン（神奈川県民ホール）

(7) 音楽文化祭

県内で活動している様々な世代の団体による合唱や吹奏楽などの発表及び著名な音楽家によるコンサート

(4) 美術展

- ・ 各都道府県・政令市の選考会で賞を受賞した高齢者の美術作品の展示
- ・ 3D-VR技術を活用し、大会専用ウェブサイト上で上記作品を公開する「バーチャル美術展」を開催(ねんりんピック初開催)

エ かながわキンタロウ広場(山下公園)

(7) スマイリングステージ

プロスポーツチーム公式チアリーダーズによるダンスやキャラクターショー、県民参加ステージなど



(4) パークイベント

- ・ かながわグルメ市・かながわ特産品市
- ・ 県内プロスポーツチームによる競技体験コーナー
- ・ 観光PRコーナー

(5) 総合閉会式に係る調整

大会のフィナーレを飾るイベントとして、大会の成果を振り返りながらその意義を再確認し、次期開催県である愛媛県へ大会旗を引き継ぐ式典とするため、総合閉会式の出演者及び演出について、会場である横須賀芸術劇場や関係団体と調整を行うなど準備を進めている。

<総合閉会式の主な内容>

大会を振り返るメモリアル映像等の上映や、愛媛県の魅力を紹介するアトラクションの実施、著名人と「神奈川フィルハーモニー管弦楽団」の共演によるミニコンサートの開催などで構成する。

(6) 宿泊・移動等に関する調整

全国から来県される選手・監督等が、各交流大会で十分に力を発揮していただけるよう、快適な宿泊施設やおもてなしの心のこもった食事の提供、安全かつ円滑な移動の実施について、宿泊施設や交通事業者などの関係団体と調整を行っている。

また、選手等の参加人数、来県方法等を把握するため、各都道府県及び政令市の選手派遣団体に対し、令和4年6月に最終の来県意向調査※を実施した。

さらに、選手等に配付する日替わりの特製弁当や、競技用具・手荷物の配送についても調整を行っている。

〈令和4年3月に実施した来県意向調査結果〉

参加予定者数13,946人、各都道府県・政令市の67選手団、1,630チーム

※ 先催大会の実績から想定した選手等の参加人数：約1万人

〈移動方法の概要〉

来県時及び総合開会式が開催される大会初日の移動は、原則として公共交通機関によるものとし、県内移動の交通費については実費相当額をチャージしたICカードを選手等に支給する。なお、公共交通機関での移動が不便な地点間については、専用バスを運行する。

大会2日目以降、指定宿泊施設と交流大会会場間においては、専用バスを運行する。

(7) 新型コロナウイルス感染症対策

新型コロナウイルス感染症対策については、共同主催者である3政令市や、県医療危機対策本部室等と調整し、5月に対策をまとめた。

この内容を踏まえつつ、今後の感染状況により必要な対策をさらに検討する。

〈新型コロナウイルス感染症対策の主なポイント〉

- ・ 大会参加者に対し、来県前に抗原検査を2回実施し、陽性が判明した場合は、大会参加を見合わせる。
- ・ 大会期間中及び前後14日間の検温を行い、体温・体調記録アプリ等を用いて自身の体調を記録すること。
- ・ 新型コロナウイルスワクチンの事前接種を推奨する。
- ・ 選手派遣団体及び選手団の種目チームごとに「感染症対策責任者」等を設置し、選手団の体調管理に関する情報の集約及び確認等を行う。

(8) 機運醸成に向けた取組

ア 「ねんりんピック応援大使」等の任命

本県ゆかりの著名人をねんりんピック応援大使等に任命した。

名 称	就任者	主な活動内容
ねんりんピック 応援大使	榊原郁恵氏 ^(※) 【女優、タレント】 ラッキィ池田氏 【振付師】	総合開会式や開催100日前等の節目 に行うイベントに出演し、大会をP Rする。
ねんりんピック 広報キャラバン 隊リーダー	波戸康広氏 【元サッカー日本代表】 田崎日加理氏 【フリーアナウンサー】 梅小鉢（小森麻由氏、 高田紗千子氏） 【お笑い芸人】	未病改善ヒーローミビョーマンや かながわキンタロウとともに県内 各地のイベントに出演し、大会をP Rする。
ねんりんピック 特別応援団長	草笛光子氏 【女優】	シニア世代の代表として総合開会 式に出演し、選手に激励の言葉を送 るなど、式典を盛り上げる。

(※)「榊」は正しくは“木へんに神”と表記します。

イ 大会オリジナルソング・ダンス

河村隆一氏作詞・作曲の大会オリジナルソング、ラッキィ池田氏振付のオリジナルダンスを制作した。

オリジナルソングの曲名は公募を行い、600件の応募の中から、河村隆一氏自身の最終選考により、「希望の輪」に決定した。

また、ねんりんピック応援大使など総勢約300名が神奈川の名所等を舞台にオリジナルダンスを踊ってねんりんピックをPRする動画を制作し、大会専用ウェブサイトや県庁内などで公開したほか、小田急線車内のトレインビジョン等で放映を行った。

さらに、オリジナルダンスの一つ一つの動きに身体への効果の解説を加えた動画を収録したDVDを作成し、高齢者施設等へ配付した。

ウ 企業とのコラボ商品の販売

株式会社ありあけの「横浜ハーバーダブルマロン」とコラボし、大会マスコットキャラクター「かながわキンタロウ」を使用したオリジナルパッケージの「ねんりんピックハーバー」が販売されている。



エ 各種広報活動

(7) SNS等を活用した広報

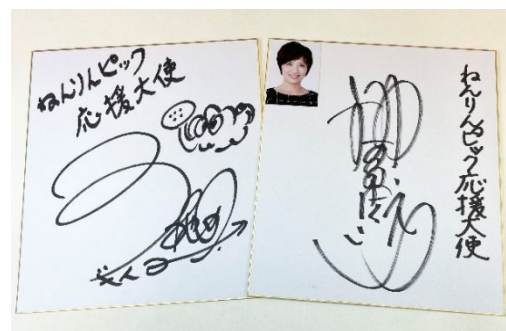
大会専用ウェブサイト、SNSによる情報発信を行っている。

< SNSでの主な投稿内容 >

- ・ ねんりんピック広報キャラバン隊の活動紹介
- ・ 大会公式Twitterをフォローした上で、大会PR動画を視聴し、動画に対するコメントをリツイートしていただいた方へのプレゼントキャンペーンなど



知事と広報キャラバン隊の皆さん



プレゼントキャンペーンの景品

(イ) メディアでの広報

ラジオやテレビ、県のたより等で大会のPRを行った。

日付	区分	番組名	内容
令和4年 4月1日	県のたより	—	コラム（広報キャラバン隊リーダーの紹介）
6月5日	テレビ (TVK)	カナフルTV	ねんりんピック特集（競技やコラボ商品の紹介等）
6月9日	ラジオ (FM 横浜)	Kiss&Ride	オリジナルソング曲名紹介等
6月11日	ラジオ (FM 横浜)	KANAGAWA Muffin	オリジナルソング曲名紹介等

(ウ) 各種イベントでの広報

県内で開催される各種イベントやプロスポーツチームの試合会場において、大会のPRを行っている。

< 令和4年度に参加したイベント >

日付	イベント名	場所	内容
令和4年 4月16日	ノジマステラ神奈川相模原 ホームゲーム	相模原ギオン スタジアム	ブース出展
4月20日	かがやきクラブ横浜 「第8回シニアの祭典」	横浜武道館	ブース出展
4月23日	横浜キャノンイーグルス ホームゲーム	日産スタジアム	ブース出展

日付	イベント名	場所	内容
5月3日	横浜開港記念みなと祭 国際仮装行列 ザ・よこはまパレード	山下公園前、 万国橋など	パレードへの参列
5月14日	みんなでチャレンジ！ わくわくスポーツフェア 2022	アリオ橋本	ブース出展
5月15日	茅ヶ崎アロハマーケット 2022	茅ヶ崎公園野 球場周辺	ステージイベント ブース出展
5月21日	ツアー・オブ・ジャパン 2022 相模原	鳥居原ふれあ いの館	ブース出展
6月2日	第41回横浜開港祭	臨港パークほ か	ステージイベント
6月9日	第35回開成町あじさい まつり	あじさいの里	ブース出展
6月11日	神奈川フューチャード リームスホームゲーム	星槎中井スタ ジアム	ブース出展

オ 県民参加の推進

より多くの県民に大会へ参加していただくため、総合開会式での受付など、大会の円滑な運営を支えてもらうボランティアの募集を行っているほか、希望者には「ねんりんピックサポーター」として上記各種イベントなど広報活動にも参加していただいている。

応募数（令和4年7月1日時点）：445名（目標数は480名）

(9) 協賛金等の募集

大会運営を円滑に進めるため、広告協賛金等を広く募集し、7月1日時点で1,430万円分の申込をいただいている。

なお、協賛いただいた企業については、SNSでの紹介や大会専用ウェブサイトでのバナー掲示を行っている。



SNSでの協賛企業の紹介（(株)ありあけ）

(10) 神奈川県選手団の派遣

ねんりんピックかながわ2022に参加する選手・役員等による神奈川県選手団を構成し、大会に派遣する。なお、政令市である横浜市、川崎市、相模原市はそれぞれ選手団を構成する。

＜神奈川県選手団の概要＞

- ・ 派遣種目数 31種目（俳句除く）
- ・ 派遣人数 565人（選手及び役員）
- ・ 結団式 10月22日（土）に総合教育センターにて開催

(11) 今後のスケジュール

令和4年9月	節目イベントの実施 「総合プログラム」の配付
10月	リハーサルの実施
11月	ねんりんピックかながわ2022開催（12日～15日）
令和5年3月	大会報告書の作成

【参考】

1 全国健康福祉祭（ねんりんピック）について

全国健康福祉祭（愛称：ねんりんピック）は、スポーツや文化種目の交流大会をはじめ、健康や福祉に関する多彩なイベントを通じ、主に60歳以上の高齢者を中心とする国民の健康保持・増進、社会参加、生きがいの高揚等を図り、ふれあいと活力ある長寿社会の形成に寄与するため、昭和63（1988）年から毎年都道府県持ち回りで開催されている。

2 ねんりんピックかながわ2022の概要

- (1) 名称：第34回全国健康福祉祭神奈川・横浜・川崎・相模原大会
- (2) 愛称：ねんりんピックかながわ2022
- (3) 主催：厚生労働省、神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市、
一般財団法人長寿社会開発センター
- (4) 共催：スポーツ庁
- (5) 大会テーマ：神奈川に 咲かせ長寿の いい笑顔
～未病改善でスマイル100歳～
- (6) 会期：令和4年11月12日（土）～11月15日（火）
- (7) 参加予定人員：延べ約60万人（観客含む）
- (8) マスコットキャラクター：かながわキンタロウ
- (9) 総合開会式及び総合閉会式：
 - ア 総合開会式
開催日：令和4年11月12日（土）
会場：横浜アリーナ
 - イ 総合閉会式
開催日：令和4年11月15日（火）
会場：横須賀芸術劇場
- (10) 交流大会開催種目：32種目・26市町
- (11) 交流大会開催種目及び会場地
(スポーツ交流大会：10種目)

種 目	会場地
卓球	横須賀市
テニス	横浜市
ソフトテニス	小田原市・南足柄市
ソフトボール	小田原市
ゲートボール	藤沢市
ペタンク	大井町
ゴルフ	箱根町
マラソン	山北町
弓道	秦野市
剣道	伊勢原市

(ふれあいスポーツ交流大会：18種目)

種 目	会場地
水泳	相模原市
グラウンド・ゴルフ	茅ヶ崎市
オリエンテーリング	真鶴町
ラグビーフットボール	厚木市・海老名市
サッカー	横浜市
ソフトバレーボール	藤沢市
なぎなた	川崎市
ウォークラリー	座間市
太極拳	大和市
軟式野球	川崎市・秦野市・中井町
ターゲット・バードゴルフ	綾瀬市
バウンドテニス	相模原市
ダンススポーツ	川崎市
パークゴルフ	開成町
インディアカ	南足柄市
スポーツウエルネス吹矢	平塚市
サーフィン	茅ヶ崎市・大磯町
スポーツチャンバラ	鎌倉市

(文化交流大会：4種目)

種 目	会場地
囲碁	平塚市
将棋	愛川町
俳句	湯河原町
健康マーじゃん	厚木市

(12) 協賛イベント※の種目及び会場地

※ 一般の方も参加できる体験会や市町村主催のイベント等

種 目	会場地	種 目	会場地
シャフルボード	横浜市	BMXほか	寒川町
民踊	横浜市	カーリンコン	二宮町
パッチワーク	横浜市・横須賀市	スポーツクライミング	松田町
カローリング	相模原市	かるた	箱根町
セーリング	逗子市・葉山町	マラソン	清川村
ウォーキング	三浦市		

5 多文化共生に向けた取組について

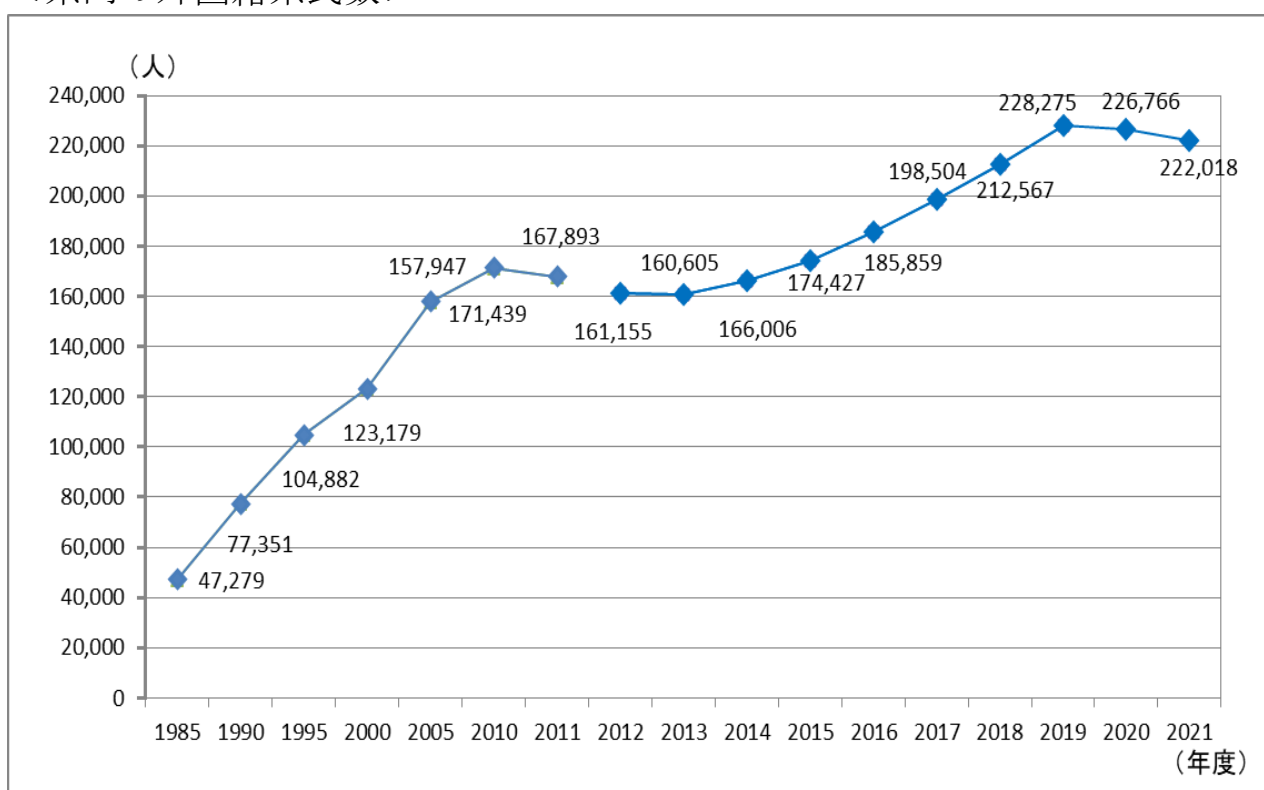
(1) 外国籍県民の現状

ア 本県にくらす外国籍県民の状況

県内の外国籍県民は、2022（令和4）年1月1日現在、222,018人で、県民の約42人に1人が外国籍県民であり、県民比率で2.41%を占めている。

国籍（出身地）別では、中国が68,445人で全体の30.8%を占め、続いて、ベトナム、韓国、フィリピン、ブラジルの順となっている。

< 県内の外国籍県民数 >



※ 2011年度までは外国人登録法に基づく外国人登録者数、2012年度以降は住民基本台帳上の外国人数（なお、2012年度までは12月31日現在、2013年度以降は1月1日現在のデータ）

※ 住民基本台帳上の外国人数は従来の外国人登録者数と制度上対象が一部異なるので、2011（平成23）年以前のデータと単純に比較することはできない。

<国・地域別の状況>

		2017年度 (2018.1.1)	2018年度 (2019.1.1)	2019年度 (2020.1.1)	2020年度 (2021.1.1)	2021年度 (2022.1.1)
1位	国・地域	中国	中国	中国	中国	中国
	外国人数(人)	65,065	68,912	73,136	71,386	68,445
	構成比(%)	32.8	32.4	32.0	31.5	30.8
2位	国・地域	韓国	韓国	韓国	韓国	ベトナム
	外国人数(人)	27,578	27,781	27,964	27,138	26,478
	構成比(%)	13.9	13.1	12.3	12.0	11.9
3位	国・地域	フィリピン	フィリピン	ベトナム	ベトナム	韓国
	外国人数(人)	20,980	22,192	24,269	26,191	26,225
	構成比(%)	10.6	10.4	10.6	11.5	11.8
4位	国・地域	ベトナム	ベトナム	フィリピン	フィリピン	フィリピン
	外国人数(人)	16,153	19,801	23,076	22,825	22,960
	構成比(%)	8.1	9.3	10.1	10.1	10.3
5位	国・地域	ブラジル	ブラジル	ブラジル	ブラジル	ブラジル
	外国人数(人)	8,224	8,478	8,866	8,749	8,410
	構成比(%)	4.1	4.0	3.9	3.9	3.8

※ 2012年度までは「中国」に「台湾」を含んでいたが、2013年度調査から別に集計している（新しい在留管理制度で交付される在留カード及び特別永住者証明書では、国籍・地域欄に「台湾」と表示されることとなったため、別に集計が可能となった）。

※ 2015年度までは「韓国・朝鮮」として集計していたが、同年度から法務省が実施する在留外国人統計において「韓国」「朝鮮」が分離集計されたことから、2016年度調査から別に集計している。

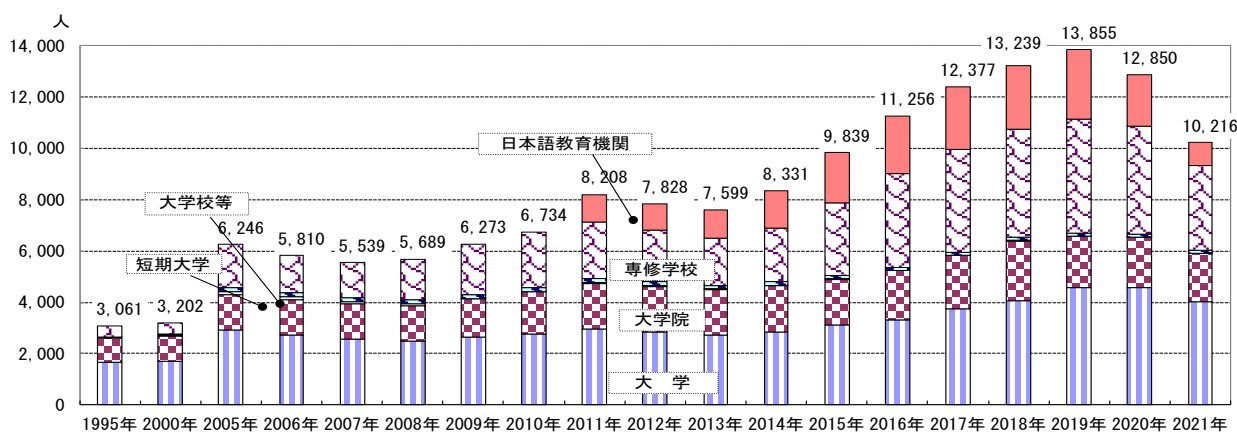
イ 留学生の状況

県内の外国人留学生は、2021（令和3）年5月1日現在10,216人で、前年度に比べ2,634人減少している。

学校種別では、大学が一番多く、続いて専修学校（専門課程）、大学院、日本語教育機関、大学校等、短期大学の順となっている。

主な出身国・地域はアジアが上位の5位を占め、中国が5,494人で、1990（平成2）年以降第1位を維持する一方、近年、ベトナムが2014（平成26）年から第2位に、ネパールが2015（平成27）年から第3位になっている。

< 県内の外国人留学生数 >



< 出身国（地域）別留学生数（上位5か国の推移） >

（単位：人）

	1990 (H2)	1995 (H7)	1997 (H9)	2000 (H12)	2005 (H17)	2006 (H18)	2007 (H19)
1	中国 1,118	中国 1,379	中国 1,141	中国 1,683	中国 4,127	中国 3,599	中国 3,241
2	台湾 490	韓国 824	韓国 704	韓国 744	韓国 847	韓国 871	韓国 886
3	韓国 403	台湾 407	台湾 291	台湾 216	台湾 201	台湾 206	台湾 212
4	インドネシア 55	マレーシア 90	マレーシア 81	タイ 84	タイ 142	タイ 150	タイ 183
5	マレーシア 47	タイ 57	タイ 49	マレーシア 71	マレーシア 134	マレーシア 130	ベトナム 122
国(地域)数	46	66	71	72	87	90	88

	2008 (H20)	2009 (H21)	2010 (H22)	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)
1	中国 3,125	中国 3,446	中国 3,792	中国 5,032	中国 4,718	中国 4,386	中国 4,173
2	韓国 1,028	韓国 1,125	韓国 1,153	韓国 1,294	韓国 1,173	韓国 1,007	ベトナム 910
3	タイ 247	タイ 261	台湾 279	タイ 261	台湾 224	ベトナム 314	韓国 886
4	台湾 223	台湾 248	タイ 256	台湾 216	タイ 201	タイ 244	ネパール 455
5	ベトナム 128	ベトナム 153	ベトナム 171	ネパール 183	ネパール 188	台湾 236	タイ 306
国(地域)数	87	91	94	101	100	108	110

	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R01)	2020 (R02)	2021 (R03)
1	中国 4,514	中国 4,655	中国 5,171	中国 5,815	中国 6,044	中国 5,990	中国 5,494
2	ベトナム 1,492	ベトナム 2,218	ベトナム 2,401	ベトナム 2,537	ベトナム 2,484	ベトナム 2,236	ベトナム 1,695
3	ネパール 835	ネパール 1,178	ネパール 1,291	ネパール 1,196	ネパール 1,367	ネパール 1,213	ネパール 661
4	韓国 776	韓国 736	韓国 774	韓国 781	韓国 947	韓国 892	韓国 613
5	タイ 329	台湾 401	台湾 470	台湾 408	台湾 464	台湾 346	台湾 252
国(地域)数	115	116	120	127	121	113	107

※ 中国には、平成10年度から香港、平成11年度からマカオを含む。

(2) 多文化共生の取組

ア かながわ国際施策推進指針

県では、国際施策の計画的な実施に向けて、1991（平成3）年5月に「かながわ国際政策推進プラン」を策定して、様々な施策に取り組んできた。

2004（平成16）年からは、「かながわ国際施策推進指針」（以下「指針」という。）を策定し、現在は、2017年（平成29）年3月に改訂した指針（第4版）に基づき、国際施策の推進に取り組んでいる。

【参考】「かながわ国際施策推進指針（第4版）」の概要

1 めざす姿

「幅広い協働と連携による平和な多文化共生社会の実現」
「神奈川の強みを生かしたグローバル戦略の展開」

2 基本目標と施策の方向

基本目標1 多文化共生の地域社会づくり

- 施策の方向1 外国籍県民等がくらしやすい環境づくり
- 施策の方向2 災害時における外国籍の方などへの支援の充実
- 施策の方向3 神奈川でくらし学ぶ留学生への支援
- 施策の方向4 多文化理解の推進

基本目標2 神奈川の強みを生かした国際展開

- 施策の方向5 県内企業の海外展開支援と外国企業の誘致
- 施策の方向6 「ヘルスケア・ニューフロンティア」の推進
- 施策の方向7 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会などを契機とした取組み
- 施策の方向8 外国人観光客の誘致促進
- 施策の方向9 「マグカル」の推進

基本目標3 グローバル人材などの育成

- 施策の方向10 神奈川の特徴を生かした国際協力・交流の推進
- 施策の方向11 国際社会で活躍できる人材の育成
- 施策の方向12 外国人材の育成・活用

基本目標4 非核・平和意識の普及

- 施策の方向13 非核・平和意識の普及

基本目標5 県民などの国際活動の支援、協働・連携の促進

- 施策の方向14 県民活動への支援や協働・連携
- 施策の方向15 基地対策の推進
- 施策の方向16 拉致問題の風化防止と県民の理解促進

イ 多文化共生の取組の状況

多文化共生については、指針において定めた「めざす姿」に向かって、基本目標1「多文化共生の地域社会づくり」や基本目標3「グローバル人材などの育成」に沿って、着実に取組を進めている。

本取組のうち、主なものについて、令和3年度の実施状況を取りまとめた。

(ア) 基本目標1 多文化共生の地域社会づくり

a 施策の方向1 外国籍県民等がくらしやすい環境づくり

(a) 外国籍県民等のコミュニケーションを支援するための日本語講座などの実施

- ・ 日本語初心者の外国籍県民を対象に、専門家による日本語講座を実施するなど、地域における日本語教育の推進を図った。
- ・ 株式会社Helteとの連携協定により外国籍県民等が無償で利用できるグローバルコミュニケーションアプリ「Sail」の活用を進め、外国籍県民等が日本語でコミュニケーションを取る機会を創出した。

(b) 外国籍県民等の課題解決に向けた支援者研修の推進

- ・ 「多言語支援センターかながわ」において、外国籍県民を支援する人材を育成するための研修を実施した。

(c) 外国籍県民等のための相談サービス、「多言語支援センターかながわ」の運営、情報提供の充実・促進

- ・ 「多言語支援センターかながわ」の運営体制を強化し、新型コロナウイルス感染症や医療・保健福祉・子育て支援などの生活に関する問合せに11言語で対応した。
- ・ 地球市民かながわプラザ、川崎県民センター及び県央地域県政総合センターにおいて、外国籍県民向けの一般相談、法律相談等を実施した。
- ・ かながわ労働センターにおいて、外国人労働相談を実施した。

(d) 外国籍県民等の県政への参加促進

- ・ 外国籍県民が自らに関する諸問題を検討する場として、外国籍県民を委員とする会議を開催した。

(e) 外国籍県民等の人権の尊重

- ・ヘイトスピーチをはじめとした外国籍県民等に関する様々な人権問題を解消するため、ラジオ広告等による啓発活動とともに、インターネット上の差別的な書き込みのモニタリング等を実施した。

(f) 外国籍県民等への生活支援の充実

- ・外国籍県民が安心して適切な医療を受けられるよう、NPO法人などと連携し、医療通訳ボランティアの派遣による対面通訳や遠隔通訳を実施した。
- ・救急医療機関で生じた在日外国人に係る前年度の未収金がある病院に対し、補助を実施した。
- ・外国籍県民の福祉の向上を図るため、無年金者となっている外国籍県民等の高齢者及び障がい者に福祉給付金を支給する市町に対し、補助を実施した。

(g) 外国につながるのある子どもたちの教育機会の拡大

- ・外国人学校に通う子ども達に対して保護者の所得区分に応じて学費補助金を交付した。
- ・県内の公立高等学校の入学者選抜等を円滑に実施するため、「公立高校入学のためのガイドブック」(多言語版)の作成など、必要な広報や整備等を行った。

(h) 外国につながるのある子どもたちの教育の充実

- ・外国につながる生徒が多く在籍する22校を支援校とし、多文化教育コーディネーターを派遣し、様々な背景を持つ生徒を支援した。
- ・外国籍生徒等が在籍する県立高等学校に通訳を派遣して、生徒指導のための保護者との意思の疎通を図るとともに、在籍する外国籍生徒等とのコミュニケーションを支援した。

b 施策の方向2 災害時における外国籍の方などへの支援の充実

(a) 災害時における外国籍の方など向けの情報提供の推進

- ・(公財)かながわ国際交流財団等と連携して災害多言語支援センターの設置訓練を実施した。
- ・新型コロナウイルス感染症の感染状況に応じて、知事メッセージや県民向け支援情報チラシ等の情報を多言語に翻訳して県ホームページで発信するとともに、外国人コミュニティへの情報提供を行った。

- (b) **災害通訳ボランティアの拡大、研修の実施**
 - ・ 災害通訳ボランティアを募集するとともに、災害時通訳ボランティア養成研修を実施した。
- c **施策の方向3 神奈川でくらし学ぶ留学生への支援**
 - (a) **「かながわ国際ファンクラブ KANAFAN STATION」の運営**
 - ・ 生活や就職に係る相談対応や情報提供のほか、交流支援等を実施した。
 - (b) **大学、NGO・NPO、企業などと連携した留学生のための支援**
 - ・ 県内教育機関に向けて、講座、相談事業の支援を実施したほか、留学生の受入れ拡大を図るため、県内教育機関及び企業向けの研修会を開催した。
 - (c) **卒業・修了後の地域社会への受入れ支援**
 - ・ 外国人留学生の県内定着を図るため、合同会社説明会等の就職支援事業を実施した。
- d **施策の方向4 多文化理解の推進**
 - (a) **地域における多文化理解の推進**
 - ・ 展示学習・展示企画・映像ホール・交流交歓学習・地球市民学習事業、ビエンナーレ国際児童絵画展などを実施した。
 - ・ 新型コロナウイルス感染症の状況を鑑み、多文化共生イベント「あーすフェスタかながわ」をオンラインで開催した。
 - (b) **学校教育における多文化理解の推進**
 - ・ 教員を対象として、国際教育や日本語指導法といった多文化理解につながる研修及び英語力向上に係る研修を実施した。
 - ・ 小・中学校の国際教室担当教員、帰国児童・生徒教育担当教員、各市町村の担当指導主事向けに帰国児童・生徒教育及び国際教室担当者連絡協議会を開催した。
 - ・ ネイティブスピーカーの外国語指導助手を県立高等学校及び県立中等教育学校に配置し、外国人による実践的なコミュニケーション指導を行った。
 - ・ 高校生の英語による実践的コミュニケーション能力の向上を図るとともに、国際性豊かな人材の育成を図るため、英語スピーチコンテストを実施した。

(イ) 基本目標3 グローバル人材などの育成

a 施策の方向10 神奈川の特徴を生かした国際協力・交流の推進

(a) 留学生など神奈川に親しみを持つ国内外の外国人などのネットワーク化をめざす「かながわ国際ファンクラブ」の充実

- ・ 「かながわ国際ファンクラブ」の会員やサポート会員からいただく情報や県主催のイベント等について、会員宛てのメールマガジンやフェイスブック、県ホームページで情報発信した。

(b) 友好交流先との国際交流の推進

- ・ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、友好訪問団等の来県はなかったが、友好提携先である中国・遼寧省等とオンライン会議を開催した。

(c) 多様な分野における人材育成と指導者などの派遣

- ・ 移住地域の発展に貢献し、本県と移住先国との交流の懸け橋となっている在外県人会を支援した。

b 施策の方向11 国際社会で活躍できる人材の育成

(a) 国際バカロレア認定校設置に向けた環境整備を実施

- ・ 国際バカロレア教員養成のため、国際バカロレア機構が主催するワークショップに19名をオンライン派遣した。

(b) 国際化に対応した教育の推進

- ・ 教育の国際化のために必要な教職員を雇用している私立小・中・中等教育・高等学校に対し、雇用経費の一部の補助を実施した。
- ・ 神奈川県友好交流地域である米国メリーランド州への県内の高校生の教育特使としての派遣は新型コロナウイルス感染症のため中止したが、神奈川県高等学校英語スピーチコンテストの入賞者が、メリーランド州立大学生とオンライン交流を行った。

(c) 外国籍県民等のスキルアップ

- ・ 外国籍県民向け介護職員初任者研修を実施し、資格取得支援等を行った。また、外国籍介護職員の雇用主を対象としたセミナーを開催した。

c 施策の方向12 外国人人材の育成・活用

(a) 外国人看護師・介護福祉士候補者の資格取得支援の推進

- ・ E P A外国人看護師候補者受入施設に対し、研修支援体制の充実のため研修指導者経費等及び候補者の日本語能力向

上のための学習に係る経費の補助を実施した。

- ・ E P A外国人介護福祉士候補者受入施設に対し、学習及び学習環境の整備に要する経費の補助を実施した。

(b) 県立産業技術短期大学校への留学生としての外国人人材の受入れ

- ・ 専門相談機関等と連携し、留学生の生活支援を行うとともに、就職活動支援ガイドの作成や就職支援講座を実施する等、日本人と同等のレベルの就職活動ができるよう支援を行った。

(3) その他の取組

ロシアの軍事侵攻による、ウクライナからの避難民を支援するため、県では、「ウクライナ避難民支援相談窓口」の設置や、実務担当者による全庁横断的な「ウクライナ避難民の受入に関する支援チーム」を設置するなど、ウクライナ避難民一人ひとりに寄り添った支援を行っている。

また、支援にあたっては、国、市町村、企業、支援団体等とも連携し、オール神奈川で対応している。